

保育園・幼稚園



保育・教育にかかる無償化・補助の制度について

利用する施設・事業

無償化・補助の制度の概要

- 認可保育所
- 認定こども園(長時間)
- 地域型保育事業



無償
となります

◎ 保育を必要とする事由に該当するお子さんが対象です。

- 区立幼稚園
- 私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度移行園)
- 認定こども園(短時間)
- 就学前障害児の療育



無償
となります

◎ 保育を必要とする事由は必要ありません。
※ 預かり保育は含みません。
※ 私立の幼稚園・認定こども園：特定負担額等が **私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金** による補助の対象となります。

- 私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園)



補助
の制度があります

子育てのための施設等利用給付 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

◎ 保育を必要とする事由は必要ありません。
◎ 施設等利用給付認定を受ける必要があります。



【幼稚園等の保護者向け補助金】

- 東京都認証保育所



補助
の制度があります

認証保育所保育料補助金

◎ 保育を必要とする事由に該当するお子さんが対象です。
◎ 0-2歳児クラスで住民税非課税世帯の方、3-5歳児クラスの世帯の方は、施設等利用給付認定を受ける必要があります。



【認証保育所保育料補助金】





利用する施設・事業

● 企業主導型保育事業

● 認可外保育施設
● 居宅訪問型保育事業
(ポピンズナニーサービスを除く)

● 幼稚園・認定こども園
(短時間)の預かり保育
● 一時預かり事業
● 病児・病後児保育事業
● ファミリー・サポート・センター事業

補助
の制度があります

補助
の制度があります

無償化・補助の制度の概要

認可外保育施設保育料補助金

- ◎ 0-2歳児クラスで住民税課税世帯の方が対象です。
- ◎ **保育を必要とする事由**に該当するお子さんが対象です。
- ◎ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設・事業が対象です。



【認可外保育施設保育料補助金】

子育てのための施設等利用給付

- ◎ 0-2歳児クラスで住民税非課税世帯の方、3-5歳児クラスの世帯の方が対象です。
- ◎ **保育を必要とする事由**に該当するお子さんが対象です。
- ◎ **施設等利用給付認定を受ける必要があります。**
- ◎ 自治体から無償化に伴う「確認」を受けている施設等が対象です。



【子育てのための施設等利用給付】



【子育てのための施設等利用給付認定】

- ※1 **保育を必要とする事由**とは、共働きや、ひとり親で働いているなどのご家庭が該当します。
- ※2 私立幼稚園は子ども・子育て支援新制度に移行している園と移行していない園に分けられます。ご利用の施設がどちらに該当するかについては、施設にご確認ください。
- ※3 企業主導型保育事業は、幼児教育・保育の無償化により、標準的な利用料の金額が減額されます。

問合せ先

認可保育所等の入園や施設等利用給付の認定について
福祉保健部保育課保育入園係 ☎(3546)5227・5387・9587

施設等利用給付の給付(請求)やその他の補助制度について
福祉保健部保育課保育給付係 ☎(3546)5422

療育について
福祉保健部障害者福祉課相談支援係 ☎(3546)6032





保育園・幼稚園等のご案内

申込先	対象年齢	保育施設・事業	施設・事業概要
中央区	0～5歳	区立・私立認可保育所	国が定めた設置基準(施設の広さ、人員配置など)を満たした施設です。保護者が就労、疾病などの事由により家庭において保育を行うことが困難である場合に、保護者に代わって保育をします。
		区立・私立認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て相談や一時預かりなどを行う施設です。長時間・保育所部分は認可保育所に準じます。 ◎短時間・幼稚園部分の子どもは各施設に直接申し込みをしてください。
	3～5歳	区立幼稚園	学校教育法に基づき、3歳から就学前までの子どもに幼児教育を提供する施設(学校)です。教育時間終了後や長期休暇中に預かり保育を有償で行っています。また、希望者に対して無償で弁当給食を提供しています。詳しくはP64をご参照ください。
	0～2歳 (地域型保育事業)	小規模保育事業	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う事業です。
居宅訪問型保育事業(障害児向け)		障害などで個別の対応が必要な子どもを対象に、居宅で1対1を基本として保育を行う事業です。	
居宅訪問型保育事業(待機児童向け)		認可保育所などに申し込み、待機となった子どもを対象に、居宅に保育者を派遣し、1対1の保育を行う事業です。	
各保育施設	各施設ごとで設定	事業所内保育事業(地域枠)	会社の従業員用の保育施設で、定員の一部を地域枠とし、従業員の子どもと一緒に保育を行う事業です。 ◎従業員の子どもが従業員枠で利用する場合は各事業所に直接申し込みください。
		東京都認証保育所	東京都独自の設置基準(施設の広さ、人員配置など)を満たした認可外保育施設です。 ◎区では、東京都認証保育所を利用する方の負担を軽減するため、一定の基準を満たしている世帯を対象に保育料の補助を実施しています。
		企業主導型保育事業	企業が単独または共同で設置し、働き方に応じた多様で柔軟な保育を提供する事業です。定員の一部を地域枠とし、地域の子どもの受入れも行っている場合があります。 ◎幼児教育・保育の無償化により、対象世帯は標準的な利用料の金額が減額されます。
		その他の認可外保育施設	東京都福祉局のホームページで一覧を掲載しています。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。 ◎幼児教育・保育の無償化により、「子育てのための施設等利用給付」の「認定」を受けたお父さんは、利用料の一部が給付の対象となります。また、区では、保護者の方の負担を軽減するため、一定の基準を満たしている世帯を対象に保育料の補助を実施しています。



◎施設について



【認可保育所施設案内】



【認定こども園施設案内】



【中央区立幼稚園案内】



【地域型保育事業】



【認証保育所施設紹介】

◎申し込みについて



【保育園の入園・転園等に関するご案内】



【区立幼稚園への入園】



区立幼稚園のご案内

幼稚園は〈子どもがはじめて出会う〉学校です。「生きる力」の基礎を、豊かな遊びと学びを通して育てます。区立幼稚園全園で3歳児保育を実施しています。

園児募集は毎年10月末ごろ実施しますが、定員に空きのある園では随時入園を受け付けています。また、通園区域は小学校の通学区域に準じています。

問合せ先

教育委員会事務局学務課学事係 ☎(3546)5514



【区立幼稚園一覧】

◆幼稚園弁当給食の提供

区立幼稚園全園で、希望者に対して無償で弁当給食を提供しています。

なお、夏休みなどの長期休業日(預かり保育利用時)は有料です。

◆幼稚園の預かり保育

幼稚園教育時間終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズにお応えするため、区立幼稚園全園で預かり保育を実施しています。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ先

教育委員会事務局学務課幼児教育支援係

☎(6278)8089



【区立幼稚園の弁当給食】



【区立幼稚園の預かり保育】



多様な集団活動等利用支援事業

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の幼児を対象とした多様な集団活動について、区の定める基準に適合した集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付しています。

◎対象者

対象施設を利用する3歳児クラスから小学校就学前の幼児の保護者であって、子育てのための施設等利用給付等を受けていない方

詳しくはお問い合わせください。

問合せ先

教育委員会事務局学務課幼児教育支援係

☎(6278)8089

【多様な集団活動等利用支援事業】

